

「ひろしまF a mNAV I +」広報実施業務委託仕様書

1 目的

これからライフイベントを選択していく高校生や大学生等の若年世代が、子育て等に活用できる支援制度等の正しい知識に基づき、「仕事・結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現」に向け、自身の望むライフデザインを前向きに描けるよう、ライフデザイン啓発を実施するとともに、子育て当事者にも支援制度の周知を図るために開設している「ひろしまF a mNAV I +」について、次のターゲットそれぞれに、効果的な広報をさまざまな手法により実施する。

ターゲット
① これからライフイベントを選択していく高校生や大学生等の若年世代
② 子育て当事者

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 業務概要

次の広告作成の企画、デザイン、原稿、編集、校正、運用、分析等の一切の業務及び納品。

- (1) WEB広告
- (2) 効果測定及び報告義務

4 業務内容等

(1) 成果目標

ア WEB 広告及び印刷物からの誘導先サイトへの流入数：60,000

イ アからの CV 数：600

・誘導先: ライフデザイン啓発・経済的支援制度の見える化サイト「ひろしまF a mNAV I +」
ライフデザインシミュレーター (<https://famnavi.pref.hiroshima.lg.jp/simulator/>)

・CV: 誘導先サイト内「ライフデザインシミュレーター」完了数（結果表示 PV 数）

(2) WEB広告

ア 各広告のクリエイティブ案、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV 数、CV 率、CV 単価）等を提案し、実施すること。

イ 配信に係る費用については、下限 150 万円とし、検証可能な十分なボリュームを担保し、これを変更する場合は、県と協議の上、決定すること。

ウ セグメンテーションとターゲティングを設定し、県内全域で実施すること。

(3) 効果測定及び報告義務

ア 業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。

イ 成果目標の達成状況等について、クリック単価、コンバージョン単価等を分析しながら、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

ウ 来年度以降の運用を見据え、「ひろしまF a mNAV I +」の利用実態（ページごとの滞在

時間や離脱の状況等)を踏まえた業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。

- エ 事業の結果分析及び評価や今後の展開についての改善策の提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

5 委託料上限額

2,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 県との調整

受託者は、本業務の遂行にあたり、数回程度、業務の進捗状況の報告を含めた打ち合わせを行うものとする。なお、打ち合わせを行う場所は、広島県庁(広島県広島市中区基町)を基本とする。また、Webによるミーティングも可とする。

7 成果品

- (1) 報告書(カラー) 冊子5部及び電子データ
- (2) その他、本事業で作成した資料、紙媒体及び電子データ

8 契約に関する条件等

(1) 広告について

- ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。
- イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。

受託者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

県は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報(及び電磁的記録)を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律57号)、別記「機密情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。